

■ Article ■

取締役に対する報酬の追認株主総会決議の効力

日本大学法学部教授 大久保 拓也

一 中小会社における取締役の報酬規制の不遵守とその対策

取締役の報酬は、(指名委員会等設置会社以外の株式会社では)定款または株主総会の決議によって定めなければならない(会社法361条)、それを經ずに支給された報酬は無効と考えられている。

ところが、中小閉鎖的会社においては株主総会を開催せず、しかも定款規定も整備していないまま報酬を支給しているケースが多くみられる。このような会社では、形式的に株主総会を開催していないとしても、実質的には株主全員が報酬支給に同意していること等を理由に通常は問題とはならない。しかし、一度取締役・株主間で対立状態に陥ると、報酬支給の有効性が争われることになる。

そこで、株主総会を招集して、取締役への報酬支給を事後的に追認する株主総会決議を得る方法が考えられる。すなわち、株主総会決議が報酬支給後になされた場合に、事後の総会決議によって役員報酬決議の遡及的効力が生じることが問題となる。これに関する近時の注目すべき裁判例が、東京地判平成27年5月26日金法2034号84頁である。

二 東京地判平成27年5月26日

1. 事案の概要

(1) 当事者関係

Y1株式会社は、昭和26年4月5日に成立した、日用品雑貨等の販売業等を目的とする株式会社(公開会社)である(発行済株式総数3万株、取締役会設置会社かつ監査役設置会社)。Y1会社の定款16条は、「取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議により定める」と規定している。実際には、Y1会社は、A、Y2、Y4およびY3が現実に働くことにより雑貨等の販売および貸しビル業を営み、収益を維持してきた家族会社であった。

Aは、平成14年4月1日以前から平成24年9月8日までY1会社の取締役および代表取締役を務めていたが、同日死亡した。

Y2は、A死亡時の同人の妻であり、Y1会社において、①平成14年4月1日以前に取締役に就任し、平成23年5月29日に辞任し、②平成24年10月18日に取締役に就任したが、平成25年3月13日に当該就任に係る株主総会決議を取り消す旨の判決が確定し、③同年5月31日に取締役に就任し、以後現在までその地位にある。Y3は、Aの長女である。Y4は、Aの二女であり、Y1会社において、平成23年5月29日に取締役に就任し、平成24年10月18日に代表取締役に就任し、以後現在までそれらの地位にある。Y5は、Aの長男であり、平成14

年 6 月 10 日に取締役就任し、以後現在までその地位にある。

X1・X2 は、平成 25 年 6 月 6 日以前から現在まで Y1 会社の株式を保有する株主である。

また、Y1 会社（発行済株式総数 3 万株）の株式保有状況は次のとおりである。

Y2 5685 株	} 17,070 株	X1 5700 株
Y3 3795 株		X2 7100 株
Y4 3795 株		B 100 株
Y5 3795 株		C 30 株

また、Y1 社は、平成 14 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間に、A、Y2～Y5 に対して、総額 6956 万円（年額では 960 万円以下）を支給してきたが、支給のために必要とされる株主総会決議がなされてこなかった（会社法 361 条、Y2 会社定款 16 条）。

（2）甲事件：X1・X2 の提訴請求

平成 25 年 12 月 6 日、X1・X2 は、同日付け文書（同月 7 日到達）により、Y1 会社の監査役 D（Y5 の妻）に対し、(1) A が Y1 会社の代表取締役として行った支払総額 6698 万円を、(2)（A の死後に）Y4 および Y5 が Y1 会社の取締役として行った総額 54 万円を、(3) Y4 が Y1 会社の代表取締役就任後に行った総額 204 万円を（(1)～(3)合計 6956 万円）、それぞれ Y1 会社から流出させ、それにより Y1 会社に損害が生じた旨指摘して、Y2～Y5 に対し責任追及の訴えの提起を請求した。その理由として、X1・X2 は、A が、Y1 会社の代表取締役として、株主総会の決議を経ずに取締役報酬の支払を行う等の任務懈怠をし、それにより Y1 会社に同額の損害が生じたところ、A はその後死亡し、相続人 Y2～Y5 が相続したことを挙げている。

その後 Y1 会社が訴えを提起しなかったため、平成 26 年 3 月 27 日、X1・X2 は、Y2～Y5 に対して、平成 17 年改正前の商法（旧商法）266 条 1 項または会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償請求（株主代表訴訟）を提起した。

（3）乙事件：本件決議と決議取消の訴え

平成 26 年 6 月 24 日、Y1 会社の代表取締役たる Y4 の招集により Y1 会社の臨時株主総会（以下「本件総会」という）が開催され、Y1 会社の株主 8 名のうち C を除く 7 名が出席し、Y4 が議長を務めた。同総会において Y1 会社の取締役らが本件決議に係る議案を提出した。対象となる議案は次のとおりである。

(1) 「平成 15 年 3 月期（平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで）から平成 26 年 3 月期（第 63 期・平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）までの取締役報酬の年間総額（枠）を 1000 万円以内とする」旨
--

(2)「取締役報酬の配分及び配分の時期・方法は取締役会に一任する」旨
(3)「株主総会の決議を経ずに支払済みの取締役A、Y2およびY4に対する取締役報酬の支払全部を追加承認する」旨

X1・X2およびBはこれに反対したものの、Y2ら（持株数合計1万7070株）の賛成により当該議案は可決された。

これに対し、平成26年8月29日、X1・X2は、取締役の説明義務違反（会社法314条本文）があった旨等を主張して、本件総会決議には会社法831条1項1号および3号の取消事由があるとして、本件総会決議の取消を求める訴えを提起した。

2. 判旨

(1) 甲事件：株主総会決議のない報酬の支払いについて損害賠償責任が認められるか

「Y1会社においては、基本的には、株主総会の決議によって取締役報酬の額等を定めた上で行うことを要する（定款16条、旧商法269条1項、会社法361条1項）。

しかしながら、旧商法269条1項及び会社法361条1項がそのように規定している趣旨目的は、取締役又は取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止し、取締役報酬の額等の決定を株主の自主的な判断に委ねるところにあると解される。ところ、株主総会の決議を経ずに取締役報酬が支払われた場合であっても、これについて後に株主総会の決議を経ることにより、事後的にせよ上記の趣旨目的は達せられるものということができるから、当該決議の内容等に照らして上記の趣旨目的を没却するような特段の事情があると認められない限り、当該取締役報酬の支払は株主総会の決議に基づく適法有効なものになるというべきである（最高裁第三小法廷平成17年2月15日判決・判タ1176号135頁参照）。

そして、本件各支払のうち本件問題支払以外の支払については、その後、これを承認する旨の本件決議が行われている。」

「X1・X2の主張内容及び本件全証拠によっても、本件決議による本件各支払の承認について、旧商法269条1項及び会社法361条1項の趣旨目的を没却するような特段の事情があると認めることはできない。」

(2) 乙事件：本件決議には会社法831条1項所定の取消事由があるか

X1・X2は、本件決議について、取締役の説明義務違反（会社法314条本文）があった旨主張するが、「Y4が、①『その理由は、当社では、法律の理解が不十分で、株主総会の承認議決をすることを忘れて、役員報酬を支払ってきたと思われれます。』、②『当社では、A、Y2、Y4の3名が従業員と取締役を兼ねて営業し、収益を上げてきたのです。』、③（本件各支払の額が）『低い金額です。』との回答をしていること…も踏まえれば、この点において、決議取消事由を構成するよう

な説明義務違反があったと認めることはできない。」

「X1・X2は、本件各支払の対象取締役の具体的な業務内容、Y1会社の収益、必要経費の内訳、報酬額の算出根拠等の説明がなかった旨主張するが、本件総会においてY1会社の取締役が株主からそれらの『特定の事項について説明を求められた』（会社法314条本文）事実は認められず、そうである以上、それらの事項についての説明をしなかったことをもって同条本文に違反するということとはできない」等として、本件決議について、会社法831条1項所定の取消事由に該当する事実は認められないと判示した。

三 事後の株主総会決議と役員報酬支払の効力

1. 株主総会の決議時期

取締役に対する報酬規制（会社法361条）は、お手盛りを防止し、会社・株主の利益を保護するために規定された、すなわち、株主が取締役に対する報酬支給の公正さを判断するとの観点から定款の定めや株主総会の決議が必要であるとしている。もっとも、株主総会の決議をいつの時点で行うべきかは明文で定められていないため、本件のように報酬支給後になされても既に支給された報酬が遡及的に適法になるか否かは問題である。なぜなら、通常は事前に株主総会の決議を経た上で報酬を支給すると考えられるからである。

2. 裁判例の状況－最判平成17年2月15日－

この問題について争われた最判平成17年2月15日判タ1176号135頁は、「株式会社の取締役…の報酬について、定款にその額の定めがないときは、株主総会の決議によって定めると規定している趣旨目的は、取締役の報酬にあつては、取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止し…役員報酬の額の決定を株主の自主的な判断にゆだねるところにあると解される。そして、株主総会の決議を経ずに役員報酬が支払われた場合であっても、これについて後に株主総会の決議を経ることにより、事後的にせよ上記の規定の趣旨目的は達せられるものということができるから、当該決議の内容等に照らして上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情があると認められない限り、当該役員報酬の支払は株主総会の決議に基づく適法有効なものになるというべきである」と判示した。

3. 東京地判平成27年5月26日の検討

本判決も、前掲最判平成17年2月15日を受けて、お手盛りの弊害を防止し、取締役報酬の額等の決定を株主の自主的な判断に委ねるという報酬規制の趣旨目的から、事後的に株主総会の決議を経ることで取締役報酬の支払は株主総会の決議に基づく適法有効なものになると判示している。もっとも、本判決は、この「趣旨目的を没却するような特段の事情があると認められない限り」は適法なものになると判示しており、「特段の事情」にあたるか否かが問題となる。

これについて、(1)株主代表訴訟を却下させる目的である場合と、(2)株主総会決議に取り消すべき瑕疵がある場合が考えられるので、それについて検討しておきたい。

(1)株主代表訴訟の提訴との関係

株主代表訴訟の提起後に株主総会の決議を行うこととなる場合、取締役の責任の免責に総株主の同意を要する制度（会社法424条）に反するか否かも問題となる。しかし、事後的な株主総会の決議により既に支給された報酬相当額の損害も生じないため、取締役の任務懈怠行為を対象とする同規定の対象にはならないと解すべきであろう。前掲最判平成17年2月15日が判示するとおり、本件決議により既に支払済みの本件役員報酬の支払を適法有効なものとするのが許される以上、総会決議に訴訟を勝訴に導く意図が認められるとしても、それだけでは被告らにおいて総会決議の存在を主張することが訴訟上の信義に反すると解することはできないと判示していることから明らかだからである。

したがって、「特段の事情」に該当しないと考えられる。

(2)株主総会決議に取り消すべき瑕疵がある場合

ところで、報酬の支給について株主総会で追認決議をするに当たり、当該決議に取り消すべき瑕疵がある場合は問題となる。本判決では、本件決議について、取締役の説明義務違反（会社法314条本文）があったか否かが、争われた。

取締役が説明義務を尽くしたといえるか否かについて、裁判例は、本件株主総会における株主の質問に対して、取締役が、本件各決議事項の実質的関連事項について、平均的な株主が決議事項について合理的な理解および判断を行い得る程度の説明を本件株主総会で行ったと評価できるか否かに帰するといふべきであるととらえる（東京地判平成16年5月13日金判1198号18頁）。

本判決もこの裁判例に従い、説明義務違反に該当しないと解している。

裁判所の下記HPを参照

最判平成17年2月15日

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/580/062580_hanrei.pdf

以上